

**au でんき供給約款（中国電力・auEL） 料金表 新旧対照表〔2022年7月1日実施〕**

改定前（旧）	改定後（新）
<p><b>au でんき供給約款（中国電力・KDDI） 料金表</b></p> <p>au でんき供給約款（中国電力・KDDI）（以下「au でんき約款」といいます。）における、電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表において、<b>KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）</b>が定めます。本料金表のほか、KDDI の WEB de 請求書ご利用規約、au かんたん決済会員規約、「請求統合」に係る取扱い規約および「KDDI まとめて請求」に係る取扱い規約（以下、これらを併せて「関連規程」といいます。）ならびに au でんき約款および本料金表による電気供給サービスに関連する KDDI が定める諸規程（KDDI が別に WEB サイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下「諸規程」といいます。）は、本料金表の一部を構成するものとします。本料金表と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。</p>	<p><b>au でんき供給約款（中国電力・auEL） 料金表</b></p> <p>au でんき供給約款（中国電力・auEL）（以下「au でんき約款」といいます。）における、電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表において、<b>au エネルギー&amp;ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。）</b>が定めます。本料金表のほか、<b>KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）</b>の WEB de 請求書ご利用規約、au かんたん決済会員規約、「請求統合」に係る取扱い規約および「KDDI まとめて請求」に係る取扱い規約（以下、これらを併せて「関連規程」といいます。）ならびに au でんき約款および本料金表による電気供給サービスに関連する <b>auEL または KDDI</b> が定める諸規程（<b>auEL または KDDI</b> が別に WEB サイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下「諸規程」といいます。）は、本料金表の一部を構成するものとします。本料金表と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。</p>
<p><b>3 料金の算定期間</b></p> <p>(1) 料金の算定期間は、1の暦月の起算日（<b>KDDI</b>が定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始した場合の算定期間は、開始日から次の暦月の起算日の前日までの期間とし、需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、1の暦月の起算日から消滅日の前日までの期間といたします。</p> <p>(2) au でんき約款 23（使用電力量の計量および算定）(2)チの場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。</p>	<p><b>3 料金の算定期間</b></p> <p>(1) 料金の算定期間は、1の暦月の起算日（<b>auEL</b>が定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始した場合の算定期間は、開始日から次の暦月の起算日の前日までの期間とし、需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、1の暦月の起算日から消滅日の前日までの期間といたします。</p> <p>(2) au でんき約款 23（使用電力量の計量および算定）(2)チの場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。</p>
<p><b>5 日割計算</b></p> <p>(1) <b>KDDI</b>は、4（料金の算定）により日割計算をする場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>(略)</p>	<p><b>5 日割計算</b></p> <p>(1) <b>auEL</b>は、4（料金の算定）により日割計算をする場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>(略)</p>
<p><b>7 料金等の支払義務および支払期日</b></p> <p>(1) 料金その他の au でんき約款および料金表によって<b>支払いを要することとなったお客さまの債務（ただし、工事費負担金を除きます。以下「料金等」といいます。）</b>については、<b>KDDI</b></p>	<p><b>7 料金等の支払義務および支払期日</b></p> <p>(1) <b>auEL</b>は、料金その他の au でんき約款および料金表に基づく<b>債権（ただし、工事費負担金を除きます。以下「料金等」といいます。）</b>について、<b>KDDI</b>に譲渡するものとし、<b>お客さま</b></p>

が定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに、次のいずれかの方法により支払っていただきます。ただし、お客さまにやむをえない事情があり、イまたはロによりがたい場合（イまたはロによる支払いを開始するために必要な手続きが完了していない場合を含みます。）には、KDDI が指定した様式によって、KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等を通じて料金等を払い込み（以下「振込払い」といいます。）により支払っていただきます。

なお、振込払いの場合またはイに該当するお客さまが希望され KDDI が請求書等を書面により発行する場合には、KDDI は、下表に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）を申し受けます。

区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)

イ KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが指定する口座から KDDI の口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）

ロ KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが KDDI の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金等を立替えさせる方法（以下「クレジットカード払い」といいます。）

(2) (1)において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(3) 料金等について、KDDI は、KDDI に特別の事情がある場合は、お客さまの承諾をえて、KDDI の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

(4) 料金等は、次のときに KDDI に対する支払いがなされたものといたします。

イ 口座振替により支払われる場合は、料金等がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ クレジットカード払いにより支払われる場合は、料金等がそのクレジット会社により KDDI が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ハ 振込払いにより支払われる場合は、料金等が KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等に払い込まれたとき。

(5) KDDI が必要とするときには、(1)にかかわらず、KDDI が指定する債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、お客さまに料金等を払い込みにより支払っていただく場合があります。

は、auEL または KDDI が定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに、次のいずれかの方法により支払っていただきます。ただし、お客さまにやむをえない事情があり、イまたはロによりがたい場合（イまたはロによる支払いを開始するために必要な手続きが完了していない場合を含みます。）には、auEL または KDDI が指定した様式によって、auEL または KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等を通じて料金等を払い込み（以下「振込払い」といいます。）により支払っていただきます。

なお、振込払いの場合またはイに該当するお客さまが希望され auEL または KDDI が請求書等を書面により発行する場合には、auEL または KDDI は、下表に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）を申し受けます。

区分	単位	手数料額
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円 (税込額 110 円)

イ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが指定する口座から auEL または KDDI の口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）

ロ auEL または KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが auEL または KDDI の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金等を立替えさせる方法（以下「クレジットカード払い」といいます。）

(2) (1)において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(3) 料金等について、auEL または KDDI は、auEL または KDDI に特別の事情がある場合は、お客さまの承諾をえて、auEL または KDDI の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

(4) 料金等は、次のときに auEL または KDDI に対する支払いがなされたものといたします。

イ 口座振替により支払われる場合は、料金等がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ クレジットカード払いにより支払われる場合は、料金等がそのクレジット会社により auEL または KDDI が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ハ 振込払いにより支払われる場合は、料金等が auEL または KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等に払い込まれたとき。

<p>(6) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>	<p>(5) <b>auEL または KDDI</b> が必要とするときには、(1)にかかわらず、<b>auEL または KDDI</b> が指定する債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、お客さまに料金等を払い込みにより支払っていただく場合があります。</p> <p>(6) 関連規程又は諸規程に定める取り扱いを受ける場合は、関連規程又は諸規程に定めるところによります。</p>
<p><b>8 延滞利息</b></p> <p>お客さまは、料金等の債務（延滞利息および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の KDDI が定める日数について年 14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、KDDI が指定する期日までに支払っていただきます。</p>	<p><b>8 延滞利息</b></p> <p>お客さまは、料金等の債務（延滞利息および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の <b>auEL または KDDI</b> が定める日数について年 14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、<b>auEL または KDDI</b> が指定する期日までに支払っていただきます。</p>
<p><b>9 違約金</b></p> <p>(1) お客さまが au でんき約款 32（供給の停止等）(2)イ、ロもしくはハまたは au でんき約款 41（解約等）(2)に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、<b>KDDI</b> は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けることがあります。</p> <p>(2) (1)の免れた金額は、料金表に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。</p> <p>(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、<b>KDDI</b> が決定した期間といたします。</p>	<p><b>9 違約金</b></p> <p>(1) お客さまが au でんき約款 32（供給の停止等）(2)イ、ロもしくはハまたは au でんき約款 41（解約等）(2)に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、<b>auEL</b> は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けることがあります。</p> <p>(2) (1)の免れた金額は、料金表に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。</p> <p>(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、<b>auEL</b> が決定した期間といたします。</p>
<p><b>10 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b></p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。</p> <p>なお、<b>KDDI</b> は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ <b>KDDI</b> の指定するホームページで公開いたします。</p> <p>(略)</p>	<p><b>10 再生可能エネルギー発電促進賦課金</b></p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。</p> <p>なお、<b>auEL</b> は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ <b>auEL</b> の指定するホームページで公開いたします。</p> <p>(略)</p>

<p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 (略)</p> <p>□ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから <b>KDDI</b> にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 (略)</p> <p>□ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから <b>auEL</b> にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>
<p><b>11 燃料費調整</b> (略)</p> <p>(3) 燃料費調整単価等の揭示</p> <p><b>KDDI</b> は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を <b>KDDI</b> の指定するホームページで公開いたします。</p>	<p><b>11 燃料費調整</b> (略)</p> <p>(3) 燃料費調整単価等の揭示</p> <p><b>auEL</b> は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を <b>auEL</b> の指定するホームページで公開いたします。</p>
<p><b>12 契約者等に係る情報の利用</b></p> <p>au でんき約款および本料金表による電気供給サービスに関して取得したお客さまに関する情報の取扱いについては、別途 <b>KDDI</b> の定める「<b>KDDI プライバシーポリシー</b> (<a href="https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/">https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/</a>)」が適用されます。</p>	<p><b>12 契約者等に係る情報の利用</b></p> <p>au でんき約款および本料金表による電気供給サービスに関して取得したお客さまに関する情報の取扱いについては、別途 <b>auEL</b> の定める「<b>au エネルギー&amp;ライフ プライバシーポリシー</b> (<a href="http://kddi-l.jp/X96">http://kddi-l.jp/X96</a>)」が適用されます。</p>
<p><b>附 則</b></p> <p>この料金表の実施期日</p> <p>この料金表は、<b>2022 年 4 月 1 日</b>から実施いたします。</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>この料金表の実施期日</p> <p>この料金表は、<b>2022 年 7 月 1 日</b>から実施いたします。</p>